

# こども救命センターの指定について（案）

## 創設の目的・ねらい

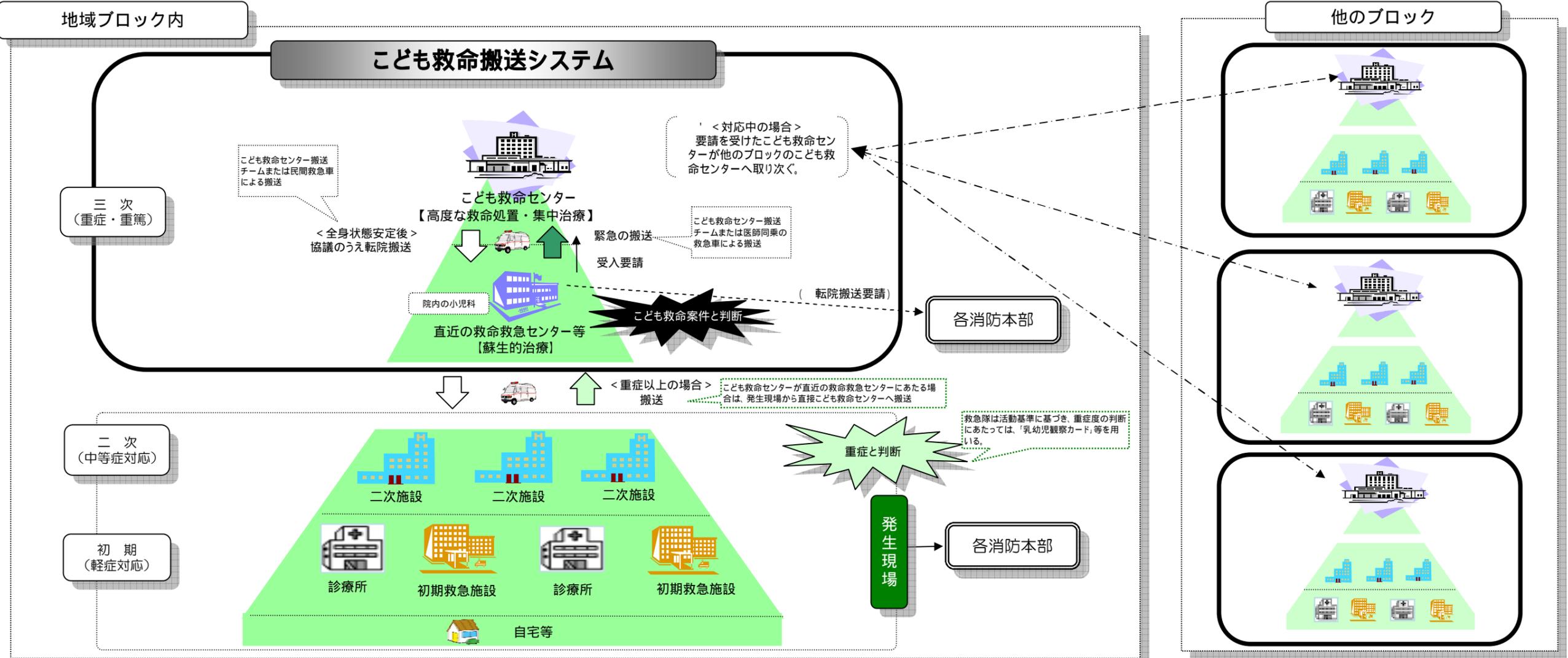
- 小児重症症例に対し迅速かつ適切な救命治療を行う体制の確保
- 症状に応じた適切な医療提供体制を確保するための小児医療連携ネットワークの構築

## 事業内容

小児の重症症例等により、他の医療機関では救命治療の継続が困難な小児重篤患者の受入要請があった場合に、患者を必ず受け入れるこども救命センターを指定し、迅速かつ適切に救命治療を受けられる体制を確保する。

## 地域ブロック内

## 他のブロック



## 搬送システムの流れ

- ①救命救急センター等は、搬送された小児救急患者に対し、救急初期診療（蘇生的治療）を行う。
- ②直近の救命救急センター等は、救急初期診療（蘇生的診療）後、「こども救命搬送システム対象症例表」に該当する症例のうち、診療の継続が困難で、こども救命センターへの搬送が必要な場合には、原則として、ブロック内のこども救命センターへの受入要請を行う。
- ③搬送は、こども救命センター搬送チームまたは医師同乗の救急車による。
- ④こども救命センターは、患者の全身状態が安定した段階で、原則として搬送元医療機関等と協議のうえ転院搬送を行う。転院搬送は、こども救命センター搬送チームまたは民間救急車による。

## こども救命搬送システム対象症例表

概ね0歳から15歳以下まで（ただし、周産期医療システムの対象患者は除く）の以下の疾患等に該当する小児救急患者で、緊急に救命治療が必要なもの

1. 小児重症救急症例で、急性期の救命治療と集中治療管理（循環作動薬、人工呼吸、体外循環のいずれか）が必要な患者  
 (例)  
 呼吸不全・ショック：呼吸循環管理を要する症例  
 中枢神経疾患：中枢神経管理を要する症例  
 重症外傷・中毒などの外因系救急疾患
2. その他の重症例で、搬送を受け入れた直近施設での診療の継続が困難な症例  
 (例)  
 近い将来に集中治療管理が必要になると予想される症例  
 その他こども救命センターでの診療が適切と判断される症例